

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 —</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要 —</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 本業務は郡上市高鷲町鮎立地内の一般国道156号において測量設計を行うものである。 本箇所においては、道路山側の法面が大きく崩壊しており、現在、道路山側ブロック積天端の落石防護柵背面に大型土嚢を設置し、土砂が道路へ流出しないよう応急措置をしているが、今後の降雨により更に法面が崩壊し、道路交通に支障が生ずる危険がある。また、当該路線は主要幹線道路で、第1次緊急輸送道路に指定されており、緊急度、重要度も高いため、速やかに対策を実施する必要がある。その対策工法を検討するための測量設計を行う必要があるが、極めて緊急性が高いことから時間的な余裕がない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 岐阜県では、風水害その他災害が発生した場合に、県が管理する土木施設の復旧等に必要となる被害状況調査及び測量・設計業務等について、「岐阜県測量設計業協会」（以下「協会」とする）との間において、「災害応援協力に関する協定」（以下「協定」とする）を締結している。 今回の事象において、協会に対し協定に基づく測量・設計業務等の応援要請を行ったところ、対処可能な協会員として推薦を受けた事業者のうち、郡上土木事務所管内に本店があり、即時対応可能な（株）南出測量設計を契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。